

タイトル	西寺の沿革とその特質
著者	追塩，千尋
引用	北海学園大学人文論集，23・24：A21-A44
発行日	2003-03-31

西寺の沿革とその特質

はじめに

平安京遷都後、都への入り口である羅城門を挟むように東寺・西寺が造営され始めた。両寺は王城及び国家鎮護を目的とし、遷都後初めて建立された官立寺院、ということになる。東寺はその後空海に下賜され、京都における真言宗の一つの拠点としての位置を占めていく。一方西寺は特定の宗派色を帯びる事がなく、仏教史上に名を成す著名な僧侶が出なかったことや中世に顛倒したこともあり、東寺に比して影の薄い特色のない寺、という印象が定着した感は否めない。そのため、研究者の関心を引くことも少なく、西寺の研究は極めて少ない。

しかし、宗派色を帯びず教団化しなかったことが、却って当初の建立目的が西寺においては維持されていたと考えられる。

追 塩 千 尋

その点で西寺は南都寺院とは別な意味で、平安京における官立寺院の在り方をうかがう際により素材となり得るのでは、と思われるのである。

ここで西寺に関する研究に触れておく。西寺は現在伽藍は存在せず、その跡が国指定史跡になっている。戦前から発掘調査は行われていたが、本格的な調査は戦後で、一九五九年から一九九〇年まで二十五次に渉る発掘調査が行われてきた。⁽¹⁾ 調査の中間的報告は度々行われたが、調査の中心に当たってきた杉山信三氏により伽藍配置の復元が行われ、⁽²⁾ 創建当時の全貌がほぼ明らかにされている。

西寺は東寺と共に建立された寺であるから、東寺を語る際には多かれ少なかれ必ず触れられるので、参考とすべき事は多い。⁽⁴⁾ しかし、考察はほぼ創建時に限られている。たなかしげひさ氏

の研究は西寺に関するほとんど唯一の本格的な研究⁽⁵⁾で、極めて有益であるが、仏教考古学の立場からの堂舎研究ともいえるもので、機能の変遷や宗教活動等の点ではまだ検討すべき点が残されていると思われる。

西寺について部分的に言及されたものは多いので、それらは必要に応じて取り上げることにはしたい。西寺に関する目ぼしい研究は管見では以上である。量的には極めて乏しいものがあり、特に沿革史に関しては貧弱である。本稿では沿革史に重点を置き、その中で西寺の特質を探って行くことにしたい。東寺と対である寺のため、西寺固有の特質とは必ずしも言えない事柄が多くなるであろうことは予想され得る。本稿では西寺に即して検討することに力点を置き、東寺を含めての問題は次の課題としておきたい。

一、創建後の大勢

(一) 伽藍の変遷

東西寺の造営が遷都後とはいっても、いつ開始されたのかは必ずしも明確ではない。造東西寺司設置を目安とするなら、延暦十六年(七九七)に笠朝臣江人が「造西寺次官」と見えるの

が西寺に関する初見である⁽⁶⁾。延暦十八年に入間宿禰広成が任ぜられた造東大寺次官⁽⁷⁾は、その時点では造東大寺司は廃止されていたので、造東寺次官の誤りと考えられている⁽⁸⁾。そうすると、造東寺司の初見は延暦十八年ということになる。両寺は平安遷都後すぐに造営され始めたことが知られ、西寺の方がやや先行した可能性も考えられる。

両寺の造寺司は弘仁六年(八一五)に安倍真勝・秋篠全継がそれぞれ造東寺・西寺長官に任ぜられているのを最後に、史料上に見られなくなる。弘仁十四年(八二三)に東寺が空海に、西寺が守敏に下賜され⁽¹⁰⁾、翌天長元年(八二四)には長恵が東寺から西寺の別当に遷り、その替わりに空海が東寺別当になったと伝えられている⁽¹¹⁾。伝承性が強い事項で信憑性には問題が残るが、九世紀初頭には両寺は寺としての組織を備えるに至ったことを反映したものと考えておきたい⁽¹²⁾。

その後の西寺の寺院組織も含めた伽藍関係事項を追うなら、勤操が天長四年(八二七)に西寺北院で死去し⁽¹³⁾『元亨釈書』巻二、慧解一、天長九年に講堂が完成したようであり、九世紀半ばには西寺に寺家が形成されていたことも知られる⁽¹⁴⁾。嘉祥三年(八五〇)に西寺刹柱に雷が落ちており⁽¹⁵⁾、刹柱が塔の柱とすれば塔が完成していたともとれる。そうすると、元慶六年(八八二)



朱雀大路に対して左右対称の伽藍構成になっている。東寺とほぼ同じであるが、僧綱所・御霊堂・北院などが西寺独自の建造物と言えよう。金堂・講堂の本尊は不明であるが、東寺と同じとするなら金堂は薬師如来、講堂は大日如来を中尊とする五仏、

と云うことになろう(『東宝記』第一「金堂・講堂」の項)。

西寺の一つの転機は正暦元年(九九〇)の焼亡であろう。⁽¹⁹⁾この時の焼失規模は明らかではない。ただ、従来西寺史が語られる際、この焼失を契機に衰退したとされ、以後の西寺の動向が語られることは少ない。しかし、後述のように以後も西寺は少なくとも十三世紀初頭までは存続し続けて行く。したがって、この時の焼失は西寺にとって壊滅的なものではなかったか、焼失したとしても堂舎はほどなく再建されたと理解したい。

その後、建久年中(一一九〇～一一九九)に文覚が西寺塔の修理を行った(『明恵上人行状・漢文行状』巻中)。それは文覚が行った東寺復興の一環だったのであろう。修理の様子を見物しに集まった群衆の中に、明恵がいたことに注目しておきたい。明恵は文覚の孫弟子でもある。この時修理された西寺塔は西寺にとって一つのシンボルとなったように、藤原定家による観察や明恵による礼拝の記録が知られる。⁽²⁰⁾

ここで明恵の塔礼拝に関して少し述べておきたい。明恵が西寺の塔を拝して、「拝みつるしるしやここにとどまらむ、髪を敷きてしあとも消えねば」という歌を詠んだ。その詞書きには、

嘉禄二年九月の上旬に、さがりがたきことありて紀州へ下り侍り。同中旬に上洛するに、廿日の夕べに高畠にして、遥

かに西寺の塔の霧にまぎれて見えたるに、「仏塔高頭の形は衆生恋慕の思ひ勧めむがためなり」といふこと思ひ出でられてあはれにかなしければ、馬より下りて礼拝す(後略)。

とある。嘉禄二年(一二二六)に明恵は西寺の塔を礼拝したことになる。この歌は『明恵上人歌集』及び『玉葉和歌集』(巻一九、二七〇四)に収められている。しかし、それらの注釈によると、押しなべて高畠(高畑)を奈良の高畑とし、西寺の塔は薬師寺の塔であるという解釈がなされている。⁽²¹⁾奈良の高畑は新薬師寺などのあるあたりで、そこから西を見やると、直線にして五キロほど先に薬師寺が位置することは確かである。従って、紀州から奈良経由で上洛した場合、明恵が薬師寺の塔を見た可能性は皆無ではない。しかし、明恵が言う西寺が薬師寺であったとしても、当時薬師寺が西寺と呼ばれていたのかどうかという素朴な疑問が生じる。また、固有名詞ではなく「西の方向にある寺」という程度であるなら、薬師寺とは特定できないであろう。

この西寺は奈良の薬師寺ではなく、文字通り京都の西寺であるとするのが素直な解釈と思われる。⁽²²⁾田中久夫氏はこの歌に関する諸注には言及していないが、高畑を吉田東伍『大日本地名辞書』の「久世の村の西」という解説(第二巻「寺戸」の項)

に依拠し、そこから京都の西寺を見た、と解釈している。⁽²³⁾『古代地名大辞典』によると、「高畠」は「桂川東岸の紀伊郡鳥羽の一部」を指すとされ、⁽²⁴⁾京都に近いところにも「高畠」という地名はあるのである。その地帯には、「鳥羽作り道」と呼ばれる平安京に通ずる道路が通っていた。明恵はその道を通って、平安京の入り口である羅城門の方向に向かっていたなら、高畠から西寺までの距離は三〇四キロほどであり、霧に紛れても見える距離ではある。明恵が見た塔は京都の西寺のそれである、という可能性は確かに成り立つのである。

その可能性を高めるのが、明恵は西寺の塔に深い感銘を受けており特別の思いがあった、ということである。前述したように、文覚による西寺塔修理の際に明恵はその様子を観察していた。その時、明恵は弟子の喜海に、こうした見聞は釈迦を恋慕し悲哀する心を起こす仲立ちとなるのである、という趣旨のことを語っているのである（『明恵上人行状（漢文行状）』巻中）。明恵の西寺塔へのこうした特別の思いを考慮するなら、明恵が礼拝したのは京都の西寺塔である、と言わざるを得ないのである。

以上のように西寺にとって塔はシンボリックな存在であったと言えるが、皮肉なことに天福元年（一二三三）のその塔の焼失

が、西寺の実質的顛倒となったのである。⁽²⁵⁾西寺史においては、通常この天福元年が西寺の終焉とされる。しかし、たなか氏は大永七年（一五二七）に西寺に陣が敷かれたことを示す『二水記』の記事に注目し、その時まで西寺は存続していたが、戦のため全焼したと推測している。⁽²⁶⁾

大永七年まで西寺が存続していたとすると、天福元年の焼失は全焼ではなく、塔を中心とした部分的なものか、あるいは焼失後また再建されたか、どちらかということになる。ただ、天福元年以降西寺は史上から姿を消すのも事実である。もともと十五世紀後半の東寺百合文書に、「西寺田」「西寺本役」などの語が見られるものがある。⁽²⁷⁾東寺の常燈費用のための年貢の出所を記したものであるが、西寺が年貢の一部を担っているように解釈され得る。ただ、西寺田・西寺本役などの名称は以前からの名残で、西寺の名称が冠せられたまま当時も使用されていた可能性もある。「西寺田」「西寺本役」の語は必ずしも西寺自体の存在には結び付かないと思われる。天福元年以降の西寺については、なお今後の課題とし、本稿では考察の範囲を一応は天福元年までとしておく。

(二) 西寺関係僧について

前節でも少し触れたが、西寺には専住の僧侶がいた。弘仁四年(八一三)に東西寺で坐夏(夏安居)を行った、という『日本後紀』の記事が僧侶が居住していたことを示す早い例と言える。⁽²⁸⁾この時期は両寺ともまだ造営中であつたため、恒常的に僧侶が居住していたのかどうかは不明ではある。ただ、『日本紀略』には綿一万屯を東西寺・大寺・五畿内諸寺の「常住僧尼」に施すという記事があり、⁽²⁹⁾天長元年(八二四)頃には安定的に僧侶が居住していたと考えられる。それは西寺別当の名を確認することが出来る時期とも一致している。

そして、承和七年(八四〇)には、西寺僧で寺家に住するところとができる条件として、二十歳以上・熟学の者で智行兼備・衆の推挙がある者、などの項目が示されている。⁽³⁰⁾寺家は寺院運営を主導する別当あるいは三綱⁽³¹⁾を中心とした管理的意味合いをもった組織、と考えられる。西寺においてはこの頃、寺家と大衆の分化がおこっていたことが知られる。

官寺であるからには僧の定員はあつたのであろうが、何人位の僧で構成されていたのかは知り得ない。東寺の場合、真言宗化に伴い、弘仁十四年(八二三)に五十人の真言僧の常住が定められた。⁽³²⁾天長四年(八二七)には、東西二寺で各四十九僧を

屈し薬師悔過が七日間修されている。⁽³³⁾その要請に応じ得たとすれば、西寺にも東寺同様五十人の常住僧が配置されていたと考えられる。

東寺はその後、五十人の人員を養う財源が不足しがちという理由で、承和四年(八三七)に二十四人に削減された。⁽³⁴⁾西寺にも同様の措置がとられたかどうかは定かではない。東寺の動向は西寺を考える際に一つの目安とはなるが、真言宗化の過程での動向なので、そうした道を歩まなかった西寺と同一にはできない。

その後の西寺僧の人数が示されている事例を確認しておきたい。承和三年(八三六)に造西寺勾当僧九人の僧位を一階上げる、という措置がなされている。⁽³⁵⁾西寺僧のうち九人が、西寺造営に関する事務などに専当していた事が知られる。斉衡三年(八五六)には東西寺以下十四ヶ寺に名僧二六五人を請じ、一切経を七日間で三遍読むことが要請されている。⁽³⁶⁾一ヶ寺当たり平均二十人弱の僧が勤めたことになる。

天皇などの命日の齋会である国忌は後述のように東西寺で行われたが、『延喜式』(巻二十一、治部式)には、当寺僧百人を請じ転経礼仏するとある。東寺は別としても、西寺で百人用意し得たかどうかは疑わしい。国家行事であるだけに動員される

僧侶も多かったであろうが、他寺僧が加わっていた可能性は十分考えられる。しかし、西寺住僧数の最大値として百人という参考となる数値が得られるのである。

時期は少し飛ぶが、天徳二年（九五八）に疾疫攘災のため十四寺社に僧十人を分頭し、仁王般若経の転読が行われている⁽³⁷⁾。

十四寺社の一つに西寺御霊堂が含まれている。この場合、各寺社ごとに担当の僧綱が決められ、その僧綱が（西寺御霊堂の場合）は権律師）十人の浄行僧を率いて事に当たることになっている。従って、この場合の浄行僧は西寺僧でない可能性も考えられる。同様のことは治安元年（一〇二二）、長元三年（一〇三〇）にも見られ、その時の各寺社の僧数は両例とも九人である⁽³⁸⁾。

天徳四年（九六〇）年の病患救济のための諸寺での大般若経転読の際には、東西寺各二十人、寛仁元年（一〇一七）の災癘攘除のための仁王般若経の転読の際にも東西寺は各二十人、治安元年（一〇二二）の祈禱の際には、東寺二十人・西寺五人が要請されている⁽⁴¹⁾。

以上の十一世紀までの事例を見ると、国忌の場合を除いて、西寺は五〜四十九人の幅で僧侶が要請され、祈禱などを担わされていることが知られる。祈禱が要請された場合、その寺の僧が総動員される訳ではないのであろう。そうすると、東寺の例

も加味するなら、西寺の住僧は二十人から五十人程度の間に収まる数で、平均三十人強といったところであろうか。僧の数が示される最後の事例となる治安元年の五人という数値は、一見西寺の衰退を思わせるものではある。しかし、西寺に関する数値の流れを見ると、もともと多くはないことと、その四年前には二十人が要請されていることから、急速に落ち込んだとは考え難い。祈禱参加数のみでは寺勢の目安とはし難いのである。次に西寺僧として固有名詞が確認される僧のうち、別当について見ておきたい。一次史料と言いつても難しいものも含まれ、かつ遺漏もあるが、西寺別当とされる僧侶を史料から拾い上げたものが表一である。時期は必ずしも補任時期ではないので、在任時期の目安としていただきたい。

表一 西寺別当表

時期	僧名	典拠	備考（所属寺院など）
八二三年	守敏	高野春秋編年輯録卷一	弘仁十四年一月十九日
八二四年	長恵	高野春秋編年輯録卷一	天長元年六月十六日
八二五年	歳栄	東宝記第一	天長二年四月二十日
八七〇年	道隆	日本三代実録	貞観十二年七月二十日
九〇二年	命携	類聚三代格	延喜二年七月五日
九〇六年	聖宝	醍醐寺縁起	延喜六年
九七七年	寛朝	東寺長者補任	貞元二年十一月二十七日
一〇二二年	雅慶	平安遺文補一六〇	寛弘九年四月二十一日
一〇九五年	定範	中右記	嘉保二年十二月二十八日

一一二九	寛澄	中右記
一五五	行俊	
		台記
		大治四年一月十四日
		久寿二年五月二十四日
		法住寺別当兼務

空白となる年代が結構あるため一定の傾向を述べるのは問題があるが、命携以前と以後で分けることが可能かと思われる。守敏は神泉苑で空海と請雨を競った僧として著名であるが、『古事談』巻三十一など、多分に伝説的人物で実在は疑問視されている。一説では興福寺別当も務めた修円のこととも言われている。

長恵は『僧綱補任』によると、極官は大僧正で、律宗の出であるとされる。同様に歳栄は極官は権律師で元興寺僧である。天長七年(八二七)に伊予親王のために空海が法華経講説を行った際に参列した「律師戴栄」は、歳栄のことであろう。⁽⁴³⁾

道隆は貞観十二年(八七〇)に、河内国の築堤工事視察のために派遣された五人の僧の一人として「西寺権別当伝灯法師位道隆」と見える。他に所見は得難いが、貞観二年(八六〇)の僧綱牒に「従儀師道隆」と見えるのが同一人物と思われる、僧綱に任ぜられていたことが知られる。⁽⁴³⁾

なお、この時派遣された他の僧侶は、大僧都恵達(薬師寺)・従儀師徳貞・将導師薬師寺別当常全・元興寺玄宗らであった。道隆と所属寺院が不明な徳貞を除くと南都寺院の僧であり、か

つ僧綱・別当クラスの僧による視察であることが知られる。当時僧綱所は西寺に置かれていた関係で、道隆は参加したものと思われる。南都僧が多いのは、土木事業の技術において当時南都僧が秀でていたことを示していると思われる。

命携は後述のように韓橋の維持管理を行っている点で注目できるが、出自や僧侶としての経歴などは不明である。

以上の命携までは、史料が乏しいこともあり不明な点が多い。天台・真言両宗がまだ十分展開していない時期だけに、西寺僧を揃えるに際して元興寺歳栄のように南都出身僧への依存度が高くなるのは当然と言えよう。西寺はその歴史の中で、独自の得度システムを持った形跡はない。そうであれば、平安初期においては西寺僧は南都出身僧により占められ、中期以降は天台あるいは真言の影響を受けて行く、といった見通しが立てられよう。

聖宝以降になると史上著名な僧侶も見られる。宗派別に分けると、聖宝・寛朝・雅慶らは真言、寛澄・行俊らは天台、ということになる。彼らは他寺の別当などを兼務しており、西寺に住してはいないようである。命携までの別当は、西寺僧の中から選出されたのであろう。聖宝以降は他寺僧により別当がめられていることになる。専寺僧ではなく他寺僧により別当が

担われることは、その寺の寺勢を見るうえでの一つの目安となる。西寺では、十世紀には別当が専寺僧から他寺僧に変わった、といえる。

二、西寺の諸機能

本章では、西寺が担っていた諸機能について見ておきたい。

（一）国忌

国忌は本来は天皇の命日に官寺で行われる斎会で、その日は廃朝・廃務となる。しかし、次第に国忌の対象となる範囲は天皇以外にも拡大されていった。国忌は奈良期から行われていたが、平安期には東西寺がその中心を担って行った⁽⁴⁴⁾。

『延喜式』（巻二十一、治部式）に見られる西寺担当の国忌を基として、実際に史料上に見られる事例を上げ、参考のために『拾芥抄』（下巻、国忌部第四）で整理されたものを掲げたのが表二である。（一）内の月日は、年により行われる月日が異なる場合があったことを示す。

表二 西寺関係国忌表

西寺国忌の事例		延喜式	拾芥抄
3/10 (16、17)	桓武 (後二条師通記)	3/10 桓武	3/17 桓武
4/27 (4/29、5/29)	藤原安子 (1159年廃止) (本朝世紀)	4/29 藤原安子	4/21 仁明 (延喜式では東寺担当)
6/24 (1159年より)	皇太后懿子 (師光年中行事)	8/26 光孝	8/26 光孝
8/26 (5、27)	光孝 (貞信公記)	8/27 文徳 (930年廃止)	
9/29 (12/23)	醍醐 (930年より) (日本紀略)	9/29 醍醐	9/29 醍醐
12/23 (998年より)	光仁 (御堂関白記)	当初東寺担当	

『延喜式』には九種の国忌が上げられ、東西寺それぞれ四種ずつ担当とされている。うち、天皇関係では西寺が桓武・光孝・醍醐で、東寺は光仁・仁明である。ただ、光仁・仁明の国忌は後には西寺に移されている。『拾芥抄』でも九種で、西寺は表の通り五種、東寺は光仁・後宇多の二種、崇福寺が天智の一種、となっている。

数からするなら、西寺の方が東寺より多いこと、天皇は平安初期に止まり、中期以降の天皇の国忌は行われていないことが知られる。むしろ、平安中期以降は六月二十四日の懿子の例に

見られるように、皇太后の国忌が加えられてゆき、行われる場合は西寺より東寺の方が多くなる⁽⁴⁵⁾。

平安中期以降の天皇の国忌が行われないのは、行わない由の天皇らの遺言によるものとされる。国忌ではないが、それに準ずる冷泉天皇の四十九日の御齋会が、寛弘八年(一〇一一)に南院で行われている。そこでは、「先例無御願寺時、於東西寺修之」とされる⁽⁴⁶⁾。平安中期以降は御願寺が増加して行くので、実際はそこで御齋会が営まれていたのであろう。もっとも、桓武も醍醐もそれぞれ延暦寺や醍醐寺などの御願寺をもっていた。しかし、それらの寺では国忌が行われていないので、右に記した『権記』のいう先例とは醍醐天皇以降ということになる。

その点で、国忌を行う東西寺は、特定の人物の利害が関わる御願寺とは異なり、公共性の強い性格の寺であったことが知られるのである。法会の費用は当然公費でまかなわれたが、『延喜式』(玄蕃寮)では「凡東西二寺国忌御齋会座料(中略)以各寺官家功德分物、造備供之」とある。座料に限定されているが、官家功德分物でまかなわれている。

官家功德分物とは、正確には官家功德分封物といい、東大寺の封戸五千戸の一部が流用されたものである。天平宝字四年(七六〇)に、東大寺封戸五千の内、二千戸を官家(政府)が行う

仏事の費用に充てることが定められている⁽⁴⁷⁾。その後、封物の保管場所が官庫と東大寺の別庫との間で揺れがあるが、結局は東大寺別庫に落ち着くことになる⁽⁴⁸⁾。

官家功德分封物は国忌だけではなく、東西寺に関しては安居の施物や燈油料にも支出されている(『延喜式』玄蕃寮)。安居の施物は本寺による自賄いとされているので、公費の支給を受けていた東西寺の公共性が知られるのである。

(二) 文殊会

文殊会は貧窮者に対する物資の施与を伴う法会で、東西寺で行われたそれは国家から貧窮者への公的施与、ということになる。文殊会に関しては堀池春峰氏の研究に詳しい。九世紀初頭、勤操・泰善により計画・実施されていたのが、天長五年(八二八)の太政官符により毎年七月八日が文殊会と定められ、諸国・郡村にまで広められ、平安京では東西寺で盛んに行われた、とされる⁽⁴⁹⁾。

『延喜式』左京式に東西寺の文殊会の規定はあるが、両寺で何時から文殊会が行われるようになったのかは定かではない。ただ、天長十年(八三三)までには宮廷文殊会の本尊が完成し、普段は僧綱所に安置されることになった⁽⁵⁰⁾。既述のように西寺僧

綱所の初見は貞観六年（八六四）であつたが、平安遷都後のある時点で僧綱所は薬師寺から西寺に移されていた。宮廷文殊会実施の便宜からして、天長十年時点で僧綱所は西寺にあつたのだらう。文殊会を計画した勤操が西寺とも関係があつたことを考慮するなら、西寺においては八三〇年代には既に文殊会が行われていた可能性は高いと言えよう。

諸国文殊会の会料には救急料稻が割かれて当てられた。一方、東西寺の場合の料物は二つの要素からなっていた。一つは民部省廩院より四十石、大炊寮より二十石出される公的な料米で、東西寺に分けられた。もう一つは、行事所が大舎人を使いとして、公卿以下に東寺・西寺用のどちらかの廻文を回し、彼らが得ていた節禄の一部を捧物として供出させる、というものである（以上は『西宮記』巻四、七月八日「文殊会」の項）。

こうした体制はいつまで続いたのであろうか。万寿元年（一一二四）には、東西寺文殊会料物が不足のため、延引⁽⁵¹⁾されている時期は飛ぶが、『山槐記』の次の記事は興味深い。

今日文殊会也。肩居群集東寺、乞食群集西寺、公卿以下出俸物、自官催之賜彼等云々。予今年無催、仍不献捧物⁽⁵²⁾（後略）。東西寺にそれぞれ肩居（乞丐）、乞食が群集している様子が知られ、平安末期における非人への施与の事例として貴重である。

公卿への廻文は年毎の輪番に従って回されていたようで、捧物の量などは任意だったのであろうが、行事所という公的機関からの要請であるので、原則応ぜねばならなかったようである。公卿の捧物は私的な施与というよりは、準公的なものであった、といえよう。

治承三年（一一七九）には三位中将藤原良通が、西寺文殊会の捧物を勤める際の先例を尋ねており、建久六年（一一九五）には三条長兼が、西寺文殊会の捧物として、帟裏一つと若布一段を出している⁽⁵³⁾。

平安中後期において文殊会料が、継続して廩院・大炊寮からの料物でまかなわれていたのかどうかは定かではない。前述の一〇二四年の時点で不足しがちになっていたのは、廩院・大炊寮からの公的な料物であったのかもしれない。それ以降、断片的ながらも捧物関係の記事しか見られなくなることは、当時の文殊会は公卿の捧物のみでまかなわれていた可能性もある。捧物が準公的なものであったとするなら、東西寺の文殊会は、十二世紀末まで公的に運用されていたことになるう。

以上のことから、東西寺の文殊会は少なくとも十二世紀末まで続けられていたことが確認され、十二世紀最末期には西寺の事例としてそのことが語られていることも注目したい。鎌倉初

期頃の成立とされる『年中行事秘抄』の文殊会の項には、西大寺において行う、とある。ここである西大寺は奈良の西大寺ではなく、西寺の誤りか、あるいは西寺が「西の大寺」と表記された可能性が考えられる。⁽⁵⁵⁾『年中行事秘抄』の文殊会の項に東寺ではなく西寺のみが記されているのは、そもそもは平安京の文殊会は西寺で先行して始められ、十二世紀末までは少なくとも西寺では行われていた、ということを示しているのではないかと思われる。そうであれば、文殊会は西寺を代表する法会であったとも考えられる。

(三) 僧綱所・西寺御霊堂

西寺の僧綱所の初見は貞観六年(八六四)であったが、少なくとも八三〇年代には設置されていた可能性を前節で述べた。僧綱は僧侶の統制機関であるから、その存否の確認は律令国家の機能の存続性の度合いの目安にもなり得る。ここでは一応西寺に限って見ておきたい。

僧綱所の任務は、僧位・僧官の任命を初めとする様々な仏教行政である。西寺における僧綱所のことは『日本三代実録』などにはしばしば見られるが、⁽⁵⁶⁾十世紀以降は西寺の僧綱所が明記された記事は管見では二・三確認されるのみである。⁽⁵⁷⁾もともと、

西寺のことが明記されてなくても僧綱所に関する記事は多くあるので、十世紀以降も西寺の僧綱所は順調に機能し続けていた、と考えて良い。牛山佳幸氏によると、西寺僧綱所の存在が確認される最後は『平記』長暦三年(一〇三七)五月二十六日条であるという。⁽⁵⁸⁾

牛山氏は僧綱制の変質過程に関して次のように指摘する。九世紀に僧綱制が弛緩し、そのことへの対応として、法務が設置され、従前からの威儀・従儀師を構成員として再出発した。法務は僧綱所に常勤しておらず、威儀・従儀師が僧綱所の留守を預かり在庁と呼ばれた。そして、十一世紀後半には在庁威儀師の上臈・有力者から惣在庁と呼ばれる指揮官が選ばれるようになった。以上である。

さて、『僧綱補任裏書』の永久四年(一一一六)条に、静算が「西寺威儀師」と見え、『僧綱補任抄出』仁平元年(一一五一)条には、任僧綱の儀式が「西寺荒廃」により東寺で行われていることが記されている。また、西寺別当行俊は久寿二年(一一五五)五月に行われた最勝講の結願日を担当した僧侶の一人であったが、彼は惣在庁であったことが知られる。⁽⁵⁹⁾

信憑性に問題がある史料もあるが、牛山氏の指摘を踏まえるなら、右記の事例は僧綱所は十二世紀半ばまでは西寺に置かれ

ていたと考えるのも良いことを物語ると言えよう。もつとも、機能が円滑に果たされていたとは言い難く、東寺に移行しつつあったのは事実であろう。僧侶の統制機関としての僧綱所の役割を、西寺は最大十二世紀までは果たしていたことになる。

西寺が官立寺院の一寺として、鎮護国家の祈禱を担っていたのはいうまでもない。その中で、御霊堂における祈禱に着目したい。西寺御霊堂のことは前章でも触れたが、管見では天暦三年（九四九）に諸社とともに御読経を行っているのが御霊堂の初見である。⁽⁶⁰⁾天徳二年（九五八）には、疫病攘災のため十四寺社で仁王般若經の転読が行われており、⁽⁶¹⁾そのうち寺院は西寺御霊堂・上出雲御霊堂・祇園天神堂であった。

この三所は霊地として以後京中の祭礼と深い関係をもつことになる、とされるが、⁽⁶²⁾いずれもその創建は明らかではない。上出雲寺の開基は延暦年間（七八二〜八〇六）ともされるが不詳で、祇園天神堂も創始は不詳だが、十世紀初頭には社殿が整備されたと考えられている。⁽⁶³⁾この三所が顔を揃えるのが右記の天徳二年であることから、その頃にはそれぞれ堂舎が整えられていたと思われる。

疫病防除の為に御霊会が行われたのは貞観五年（八六三）であった。以後、公的な御霊会が盛んになっていく。特に疫病の

流行は御霊の仕業とされ、その攘災を祈る公的な場が求められたと思われる。西寺御霊堂はその一環として創建されたのであろう。その時期は貞観の御霊会以後、十世紀の初頭辺りまでの間であろう。

平安期を通じて京域に点在する寺社を見ると、ほとんどが左京に集中し、京域外でも北と東側に片寄っている。右京が早くから衰退したこととも絡み、西側は京域外の広隆寺を除くとほとんど西寺一寺のみ、という状態であった。疫病防除の祈禱は疫病神が京域に侵入するのを防ぐことも意味したから、京域の東西南北に位置する寺社が選ばれることになる。西寺御霊堂・祇園天神堂・上出雲御霊堂の三所は、それぞれ西・東・北方面の防除の役割を担っていたのであろう。疫病防除において西方面担当である西寺は、他に適当な代替え寺社が存在しない中では、その役割は大きなものがあつた。

康保三年（九六六）に天下疫病への対応として読経が行われるが、その担当寺院は『日本紀略』では「七大寺・延暦寺・東西寺・御霊堂・上出雲寺・祇園等也」と示されている。⁽⁶⁴⁾ここに見える御霊堂は西寺のそれであろう。

治安元年（一〇二一）の疫病の際には延暦寺・七大寺・東西寺での読経が定められているが、⁽⁶⁵⁾同年の四月には西寺御霊堂を

含む十六社に仁王般若經轉読が要請されている⁽⁶⁶⁾。

以上のことから、西寺御霊堂は西寺境内にありながら、西寺とは自立して機能することが往々にしてあった、といえよう。御霊堂のことは管見では、長元三年(一〇三〇)の疾疫攘除のための仁王般若經轉読要請を最後にみられなくなる。西寺自体は以後も存続するので、御霊堂も存続していた可能性はある。

岡田莊司氏は近世の松尾祭に関する伝承から、松尾社と西寺との関係を推測し、東の鎮護神稲荷社と東寺、西の鎮護神松尾社と西寺、という関係を想定している。そして、松尾祭は御霊会・稲荷祭とともに始まったことや、御霊信仰と松尾祭、さらには西寺御霊堂との関係の可能性を示唆している⁽⁶⁷⁾。

西寺御霊堂の独自の役割についてはなお追究しなければならぬ課題があることが知られるが、史料不足もありこれ以上の言及は控え、十一世紀半ばまでは御霊関係の祈禱を担っていたこと、西方面担当という点でその役割や存在意義は大きかったことを確認するに止めておきたい。

三、西寺の性格について

前章までで、西寺の沿革を伽藍・機能面から見て来た。本章

では視点を変え、西寺はどのような性格の寺であったと言えるのかについて検討し、西寺の意義について考えて行きたい。

西寺の性格については、これまでの多いとはいえない研究の中でもいくつかの指摘がなされて来た。それらは、西寺は東寺よりも優位、あるいは格が上であったとする説(仮に「西寺優位説」とする)と、律令機構の一機関であったとする説(同様に「律令機構説」とする)に分けることができる。その他、寺の性格として学問寺、南都仏教・顕教の寺、といった見解が示されている。

結論から言うなら、これらの見解はそれなりに正鵠を射ているものであり、間違いとはいえない。恐らくそれらを融合したところに西寺の意義があったと思われる。ただ、西寺優位説・律令機構説とはいっても単純ではなく、一定の説明は必要である。本章ではこの二説について検討していきたい。その他の性格付けに関わる指摘は、東寺に比した場合の西寺の独自性とされていることなので、便宜的に西寺優位説の中に含めておきたい。

(一) 西寺優位説

西寺は東寺よりも格が上であったという指摘は、たなか・杉

山氏らによりなされている。⁽⁶⁹⁾その論拠は、西寺別当や三綱は東寺のそれより上位であつたらしい、ということである。天長元年（八二四）に長恵が東寺より西寺の別当に移り、空海が東寺の後任別当となった。⁽⁷⁰⁾貞観八年（八六六）には、東寺三綱に任ぜられた真言僧がさらに階業を経た場合、西寺の三綱に任ぜられることが定められた。⁽⁷¹⁾こうした事例より、東寺から西寺の別当・三綱になる道は一つの出世コースであつた、という解釈は可能である。

西寺優位の事例としては適當ではないかもしれないが、興味深いのは唐橋（辛橋・韓橋とも）の造営・管理を西寺が行つていた、ということである。延喜二年（九〇二）に、韓橋を造営した西寺別当命携の提案により橋守二人が置かれた。⁽⁷²⁾命携はここでは「造彼橋預」とされているので、橋の造営と維持管理の実務を西寺が担当していたと考えられている。⁽⁷³⁾

韓橋は九条坊門の京外の鴨川にあつた橋である。羅城門の南側の溝に掛けられた橋も唐橋と呼ばれており紛らわしいが、それとは別個のものである。村井康彦氏は、橋は兩岸にまたがるようなものではなく坊門小路末から鴨川にかけて設けられたらしいこと、その辺りは舟運の関係もあり羅城門よりも利用度の高い京内外への出入り口であつたこと、などを指摘している。⁽⁷⁴⁾

兩岸にまたがったものでないとすると、河川敷の上にかつた栈橋風のもので、船着き場としての機能が主であつた橋が想定されよう。当時川の水量はそれほど多くはなく、一般の人は水の中を歩いて渉るのが常であつたようなので、⁽⁷⁵⁾兩岸をまたぐ橋は必要とされなかつたのであろう。ただ、命携によると、夜間の橋の往来も結構あつたようである。夜に徒歩で水に入るのは危険なことである。夜の往来は水を渉るものではないとするなら、橋は兩岸をまたいでかかつており、そこを人々が往来していたと考える方が自然ともいえよう。

韓橋の初見は元慶三年（八七九）の焼失記事で、⁽⁷⁶⁾その後再建されたようで、仁和三年（八八七）に橋守二人が置かれている。⁽⁷⁷⁾橋は八七九年以前に造営されていたことが知られるが、命携の造営は八七九年から八八七年の間と思われ、八八七年の橋守設置も命携の提案によるものかもしれない。

八七九年以前の橋も西寺が関わっていたかどうかは確認できないが、その可能性は高い。唐橋の位置は地理的には東寺の方が近い。管理維持の面で恐らく便が良かったであろう東寺を差し置いて西寺が関わつたとするなら、西寺優位説を補強する事例とすることもできよう。

現在明らかにされている両寺の伽藍配置、両寺が行う法会に

対する国家からの施入物量などをみても、両寺に明確な格差は見いだし難い。それにも拘わらず、西寺が優位に見える事例がある理由は不明ではある。強いて言えば、平安遷都後西寺の方が東寺に先行して造営が始められたと思えることである。

第一章第一節で述べたように、確実な史料で造東西司の初見は造西寺司の方が早く延暦十六年(七九七)で、造東寺司は同十八年であった。また、『伊呂波字類抄』によると、西寺は延暦六年(七八七)に造立されたところ(同書「左」の項)。一方、同書の東寺の項では創建のことには触れずに、弘仁十四年に空海に下賜されたことが記されている(「止」の項)。その年が東寺の実質的始まりと認識されていたのであろう。

延暦六年という年は長岡造都を督励する詔の出された年であるので、平安遷都と混同されたもの、と考えられている。⁽⁷⁸⁾『伊呂波字類抄』の記述は信を置き難いが、創建時期は西寺は東寺よりも先んじていた、という認識が背景にあったのではないかと思われる。

弘仁五年(八一四)に造西寺長官に任ぜられた安倍真勝⁽⁷⁹⁾、翌年に造東寺長官に任ぜられている。⁽⁸⁰⁾西寺から東寺への移動なので、先述の別当の移動の例からすると一見東寺優位に見えるが、これは造営の進捗状況を反映したもの、と考えられる。つ

まり、西寺の方が造営が進んでいたということである。

造営の早い遅いは寺の格とは別のことはあるが、早い方がどうしても先例・手本になるため、それが格の上下という認識につながるようになったと思われる。西寺が東寺よりも格が上と思われる事例が見られるのは、以上の理由によるものである。

さて、格の上下ではないが、その他の西寺の性格として学問寺、南都仏教・顕教の寺、⁽⁸¹⁾と言う指摘がある。前者は西寺僧で二十臘以上の熟学の僧で智行兼備・衆の推挙あるものを寺家に住させる、という承和七年(八四〇)の既述の制が根拠とされている。以後西寺で学問が盛んになったことは予測されるが、学問寺は西寺に限った特質とはいえない。

後者の南都仏教・顕教の寺、⁽⁸²⁾というのは東寺が密教の寺であることに對比された指摘である。天長三年(八二六)に護命を講師として、西寺で桓武天皇のために七日間法華経が説かれた。⁽⁸³⁾こうした護命(法相宗)や三論の勤操・歳栄などが西寺に関わったり止住している事例をもって西寺は南都・顕教に開かれた寺、という指摘がなされているのである。

天台・真言がまだ基盤を固めていない時期に、南都僧の活動が目立つのは当然である。初期の西寺に南都僧の関与が目立つ

傾向は別当の項でも指摘しておいた。櫛田氏の指摘は多分に東寺と対比したものであるので、南都のことを強調するのは問題がある。

ただ、十五大寺で行われる安居の時に転読すべき經典についての『延喜式』の規定は注意すべきである（第二十一治部式「玄蕃寮」）。そこでは法華經・最勝王經・仁王般若經のいわゆる護国三部經の転読が要請されているが、東寺にはさらに守護国界主經という密教經典が加えられている。東寺は密教が意識されていたことは事実である。こうした点では西寺は顕教の寺といえるのかもしれない。西寺は特定の宗派色に染まらなかったことを一つの特色とし、強いて言うならば密教化は顕著ではなかった、というのが正確であろう。

（二）律令機構説

次が律令機構説である。西寺は東寺と共に寺院というよりも律令機構の一つで、鴻臚館と呼ばれ外国使節の接待が行われた、とするものである。⁽⁸⁴⁾これに対して東西寺が鴻臚館的任務を帯びて建立されたかどうかは定かではないし、その兆候も見いだし難いとする櫛田良洪氏の反論がある。⁽⁸⁵⁾東西寺が鴻臚館的であったかどうかは別としても、両寺が寺院というよりも律令の一機

関という指摘は注目しておいて良い。僧綱所が西寺（後に東寺に移行）に置かれたことは、その典型といえよう。

寺院というよりも一機関的性格を示すと思われるのが、一度の仁王会を修する場であったことである。一代一度の仁王会は天皇の代替わりの初めに行われる国家仏事で、京内外に百の高座が設けられ、そこで朝夕二回仁王般若經の講説が行われた。その場の一つが東西寺であるのだが、東寺と共に西寺が仁王会を修した初見は仁和元年（八八五）である。そこでは講説の場が「始自紫宸殿。諸殿諸司。十二門。羅城門。東西寺合卅二所」と記されている。⁽⁸⁶⁾なお、元慶二年（八七八）の仁王会の際には「京師始自御在所至于聖神寺卅二」とあり、⁽⁸⁷⁾京域では御在所から聖神寺まで三十二座あったことが知られ、その三十二座の中に東西寺はすでに入っていたのであろう。

寛和二年（九八六）の仁王会の際に京中三十三堂（実際は二十九）が示されている。⁽⁸⁸⁾そこでの寺院は東西寺と観神寺（聖神寺の誤りであろう）の三寺のみで、後は官庁関係である。時期は飛ぶが、仁安二年（一一六七）の時の三十三堂、及び嘉応元年（一一六九）の三十六堂のうち、寺院は東西寺と聖神寺の三寺のみである。⁽⁸⁹⁾

一代一度の仁王会の際に設けられる百座のうち、平安京は三

十余座で、他の七十座程は諸国(国庁・国分寺など)であったことになる。京中三十余座の大半が宮中諸殿・省寮庁などの官庁で、寺院は東西寺と聖神寺の三ヶ寺が関わるのが恒例となっていたことが知られる。

聖神寺は上賀茂神社の神宮寺で、本尊は聖観音とされ(『山城名勝志』卷十一)、東西寺と共に京七寺(『延喜式』卷三十三「大膳」下)あるいは京二十一寺(『二中歴』卷四)に数えられていた寺である。承和四年(八三七)が史料上の初見と思われるが、そこでは天変地異を鎮めるための祈禱を行う二十ヶ寺の一寺として登場している。⁽⁹⁰⁾ 国家からの季料の支給も受けていた(『延喜式』卷三十三「大膳」下)鎮護国家の官寺であったといえる。

京中三十余座の内訳を見ると、大内裏にある官庁などの建造物が座の大半を占め、大内裏以外は東西寺・羅城門・聖神寺である。地理的に見るなら、聖神寺は京域からは外れるが、最南端の羅城門に対して最北端に位置することになる。東西寺は南も含め東西方向を担う役割があったのだろう。

仁王会が行われるに際しては、新天皇及びその座所である王城鎮護の祈願が込められていたものと思われる。その目的を達成するためにか、高座は東西南北に涉り天皇を二重に守護する形で設けられていることが知られる。数ある寺院のうち、一代

一度の仁王会の高座として東西寺・聖神寺の三ヶ寺のみが選ばれたのは以上の地理的理由によるものと思われる。ここでも西寺は御霊堂のところで述べたことと同様に、西の護りを担うほとんど唯一の寺院として存在意義は大きかったと言える。

また、この法会は仏事であることは間違いないが、私事ではなく官事であることに留意すべきである。そのため数少ない寺院は、他の官庁と同列に見なされていたとなると、まさに律令の一機構として機能した、ということになる。このような側面に律令機構的性格が濃厚に示されているといえよう。

次に杉山氏は、西寺は律令制維持のための犠牲者という具体的怨霊を払う寺で、東寺は観念的怨敵を退治する密教的性格の寺、とした。⁽⁹¹⁾ 律令の機構にも関係するが、律令国家における両寺の役割の面に着目した指摘といえる。

杉山氏は根拠となる具体例を上げてはいないが、西寺には天皇・皇后の霊が祀られていたと推測している。国忌の項でも指摘したように、東寺よりも西寺の方が国忌の比重が重かったことを踏まえるなら、氏の指摘を補強し得よう。

また、既述のように御霊堂を西寺と一体の施設と把握して良いかどうかの問題はあるが、一応西寺の境内に怨霊(御霊)に対する祈禱施設が設置されていたことも氏の指摘の妥当性を補

強するものと言えよう。

おわりに

以上、史料の制約もあり、あまりその特性が浮き彫りにはならなかったが、西寺の沿革をたどってみた。一言で言えば、西寺は寺院の体裁を有した律令官庁の一つであった。国家の公的仏事を担う施設としての性格は顛倒時まで変わることにはなかった。その機能は少なくとも十二世紀末までは確実に継続されていたことは確認できよう。

宗派化せず、特定寺院の影響下に置かれたり末寺化することもなく、西寺自身が他の寺院の本寺になることもなかった。また、本来寺領を持たず、当然のことながら寺領拡大という行爲もなかった。西寺自身が独自に宗教活動を展開した形跡がなく、国からの要請に応ずるだけの活動面では極めて受動的な寺であった。西寺は他の寺院と同様な宗教施設とはいえなかったことを意味しよう。

西寺は十六世紀まで存続していたのかどうかは今後の課題ではあるが、少なくとも十三世紀初頭以降は史料上に現れなくなる。西寺が十三世紀に顛倒したならば、それまで西寺が果たし

ていた役割を東寺が片肺ながらも担ったのかどうかは課題となる。そうした観点でも今後東寺研究は進められねばならないであろう。

国家的仏事は西寺と対で進めることに意義があったのなら、西寺が顛倒することによりその意義が失われたことになる。東寺にとつては言わば国家的仏事遂行という「任務」（あるいは「制約」）から解放されて、寺独自として真言宗の弘通を進めれば良いことになる。そうであるなら、西寺の方が東寺よりも国家的仏事遂行と言う点では責任が大きかったのではないか、という予想も立て得る。西寺優位説とも関係するが、その辺は今後の課題としたい。

西寺は機能の存続とは別に平安期を通じて衰退していった、とみるならその要因は何であろうか。律令国家の衰退や、東寺のように教団化しなかったことなどを理由とするのは簡単である。しかし、大きな要因として右京（西京）の衰退ということが考えられよう。浪貝毅氏は西寺は地下水位の高い右京南辺にあり、住民が周辺から逃げ出し東に去って行く中で寺を維持する人的・物質的環境が悪化したことを衰退要因としている⁽⁹²⁾。右京が早くから衰退したことは慶滋保胤の『池亭記』を引くまでもなく良く知られたことである。近年の発掘調査などの成果を

基に復元された平安京市街地の変遷図を見ると、西寺周辺は平安後期には完全に市街地から外れていることが知られる。⁽⁹³⁾つまり西寺維持が国家から放棄された可能性があるのである。

国家による維持・経営が放棄されたとなると、自前の活動をしてこなかった西寺が荒廃に向かうのは当然である。西寺の衰退要因を西寺内部に求めるのは困難となる。平安期の西寺の動向を単純に「衰退」とは言えなくなろう。文覚による塔の修理は準公的な経営の最後のものであった、といえよう。

〈注〉

- (1) その要点は文化庁文化財保護部史跡研究会監修『図説日本の史跡』五「西寺跡」の項(浪貝毅執筆)参照(一九九一年、同朋舎)。
- (2) 杉山信三「西寺跡」(『仏教芸術』五一号、一九六三年五月)。
同氏「平安京・西寺跡」(『仏教芸術』一一五号、一九七七年十月)。
- (3) 杉山信三「東寺と西寺」(古代学協会編『平安京提要』所収、一九九四年、角川書店)。そこで示された伽藍配置図は立体的復元図とともに京都市編『甦る平安京へ平安建都一二〇〇年記念展覧会図録』(一九九四年)にも収録された。な

お、古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』「西寺」(杉山信三執筆)には要点が簡潔に記されている(一九九四年、角川書店)。

- (4) ここでは、福山敏男「初期天台真言寺院の建築」中の「東寺と西寺」の項(初出は一九三六年、同氏著作集第三巻『寺院建築の研究』下に収録、一九八三年、中央公論美術出版)、川勝政太郎「創建時の東寺及び西寺」(『史迹と美術』一八五号、一九四八年五月)、赤松俊秀「初期の東寺」(初出は一九六一年、後に同氏著『京都寺史考』に収録、一九七二年、法蔵館)を上げるに止める。
- (5) たなかしげひさ「にし寺興亡の研究(一)〜(五)」(『史迹と美術』二六三〜二六六、三六八号、一九六六年)。氏は西寺は「さいじ」ではなく「にしでら」と読むべきとされる。
- (6) 『類聚国史』巻一〇七、延暦十六年四月四日条。
- (7) 『日本後紀』延暦十八年三月十日条。
- (8) 福山敏男注(4)の論稿。
- (9) 『日本後紀』弘仁六年一月十二日条。
- (10) 『高野春秋編年輯録』巻一、弘仁十四年一月十九日条。
- (11) 同右、天長元年六月十六日条。
- (12) 川勝政太郎注(4)の論稿。天長元年時点で東西寺には常住僧

- がいたことが知られるので（『日本紀略』天長元年九月二十七日条）、僧侶による寺の運営がなされていたのは間違いない。
- (13) 『日本紀略』天長九年七月五日条。
- (14) 『続日本後紀』承和七年六月二十六日条。
- (15) 『日本文徳実録』嘉祥三年六月三日条。
- (16) 『日本三代実録』元慶六年六月二十六日条。
- (17) 川勝政太郎注(4)の論稿。
- (18) 『日本三代実録』貞観六年二月十六日条。
- (19) 『日本紀略』正暦元年二月二日条。『山槐記』治承二年正月七日条。
- (20) 『明月記』承元元年（一二〇七）四月四日条。嘉祿二年（一二二六）九月中旬に明恵は紀州から上洛の途中、西寺の塔を仰ぎ礼拝し歌を詠む（『明恵上人歌集』一〇七番）。
- (21) 吉原シケコ『明恵上人歌集の研究』（一九七六年、桜楓社）、久保田淳・山口明穂『明恵上人集』（一九八一年、岩波文庫）、片山亨校注『明恵上人歌集』（新日本古典文学大系『中世和歌集鎌倉編』所収、一九九一年、岩波書店）、岩佐美代子『玉葉和歌集全注釈』下巻（一九九六年、笠間書院）、井上宗雄校注・訳『玉葉和歌集』抄（『中世和歌集』新編日本古典文学全集四九）所収（二〇〇一年、小学館）。
- (22) たなかしげひさ注(5)の論稿の（三）、日本歴史地名大系『京都市の地名』『西寺』の項（一九七九年、平凡社）。
- (23) 田中久夫「西寺の塔と明恵」（『日本歴史』四六七、一九八七年四月）。
- (24) 角川文化振興財団編『古代地名大辞典』本編「高島」の項（一九九九年、角川書店）。
- (25) 『明月記』天福元年十二月二十五日条。そこでは「本自荒廃之寺」とあり、『百鍊抄』（同年十二月四日条。四日は二十四日の誤りか）では「西寺塔焼亡。件塔。破壊之後遙送年序。不知修營事云々」とあり、その時点での西寺の荒廃振りと塔が西寺を代表する建物であったことが知られる。
- (26) たなかしげひさ注(5)の論稿の（一）。なお、『二水記』の記事は大永七年十月二十四日条。
- (27) 寛正元年（一四六〇）十二月「鎮守常燈田年貢算用状」（『東寺百合文書』「へ」、一三七号、大日本古文書『東寺百合文書』第三巻）。以下、同内容の文正元年（一四六六）、応仁元年（一四六七）、同二年分の文書が知られる。
- (28) 『日本後紀』弘仁四年一月十九日条。
- (29) 『日本紀略』天長元年九月二十七日条。

- (30) 『続日本後紀』承和七年六月二十六日条。
- (31) 西寺の三綱の初見は貞観八年(八六六)である(『日本三代実録』貞観八年三月一日条)。
- (32) 『類聚三代格』卷二、弘仁十四年十月十日付太政官符。
- (33) 『類聚国史』卷三十四、天長四年一月五日条。『東宝記』第六。
- (34) 『東宝記』卷七。
- (35) 『続日本後紀』承和三年三月十三日条。
- (36) 『日本文徳天皇実録』斉衡三年六月十四日条。
- (37) 『類聚符宣抄』卷三、天徳二年五月十七日付左弁官下文。
- (38) 同右、治安元年四月二十日付左弁官下文、長元三年三月二十三日付右弁官下文。
- (39) 同右、天徳四年四月三日付左弁官下文。
- (40) 同右、寛仁元年五月二十五日付左弁官下文。
- (41) 『小右記』治安元年二月二十一日条。
- (42) 『性霊集』卷六「天長皇帝為故中務卿親王捨田及道場支具入橘寺願文」。
- (43) 貞観二年正月五日「僧綱牒」(『平安遺文』九卷、四四八五号)。貞観五年十一月一日「僧綱牒」(『平安遺文』一卷、一三九号)。
- (44) 『国史大辞典』第五卷「国忌」の項(中村一郎執筆、一九八四年、吉川弘文館)。
- (45) 注(44)掲載の表参照。
- (46) 『権記』寛弘八年十二月七日条。
- (47) 『続日本紀』天平宝字四年七月二十三日条。
- (48) 『類聚三代格』卷八、大同三年(八〇八)三月二十六日付太政官符。
- (49) 堀池春峰「南都仏教と文殊信仰」(初出は一九六九年、同氏著「南都仏教史の研究」下所収、一九八二年、法蔵館)。
- (50) 『続日本後紀』天長十年七月一日条。
- (51) 『小右記』万寿元年七月十二日条。
- (52) 『山槐記』応保元年(一一六一)七月八日条。
- (53) 『玉葉』治承三年七月四日条。
- (54) 『三長記』建久六年七月三日条。
- (55) 伴善男が東大寺・西大寺を跨いだ夢を見た話が伝えられており(『江談抄』三三七、『宇治拾遺物語』一一四)、跨いだ寺は奈良の東大寺・西大寺と普通は考えられている。しかし、これらは「東の大寺、西の大寺」と読み、平安京の大寺とも解釈できる(佐伯有清『伴善男』三二〇頁、一九七〇年、吉川弘文館)。具体的寺院名を比定する必要はないとする意

- 見もあるが（佐藤謙三編『今昔物語集・宇治拾遺物語』鑑賞日本古典文学第十三巻『二二〇頁、一九七六年、角川書店』、平安京時代の人物である伴善男が跨いだ寺院としては東西寺がふさわしいと思われる。東寺・西寺がそれぞれ東大寺・西大寺と表記され「東の大寺」「西の大寺」と読まれていた可能性があつた事例としておきたい。
- (56) 『日本三代実録』貞観七年九月五日、同十一年一月二十七日、元慶三年十月二十三日、同七年十月七日程。
- (57) 『小右記目録』永観二年（九八四）八月十二日程。『本朝世紀』長保元年（九九九）三月二十三日条（「西寺香所」と表記）、『御堂関白記』寛弘元年（一〇〇四）三月四日程。
- (58) 牛山佳幸「僧綱制の変質と惣在庁・公文制の成立」（初出は一九八二年、同氏著『古代中世寺院組織の研究』所収、一九九〇年、吉川弘文館）。
- (59) 『兵範記』久寿二年五月二十四日程。
- (60) 『北山抄』第六。
- (61) 注(37)に同じ。
- (62) 岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』四四三頁（一九九四年、続群書類従完成会）。
- (63) 日本歴史地名大系『京都市の地名』の「上出雲寺跡」「八坂神社」の項（一九七九年、平凡社）。
- (64) 『日本紀略』康保三年七月七日程。
- (65) 『小右記』治安元年二月二十一日条。
- (66) 『類聚符宣抄』卷三所載、治安元年四月二十日付左弁官下文。同右、長元三年三月二十三日付右弁官下文。
- (67) 岡田注(62)の書、四六六～四六八頁。
- (68) たなかしげひさ注(5)の論文の（五）、杉山信三「西寺」（『平安時代史事典』）。
- (70) 『東宝記』第七。
- (71) 『日本三代実録』貞観八年三月一日条。
- (72) 『類聚三代格』卷十六所載、延喜二年七月五日付太政官符。命携はそこで橋守設置理由を「件橋往還要路。人迹不絶。夜行秉燭。落火成害。非置橋守人。何禦非常」と述べている。
- (73) 増渕徹「鴨川と平安京」（門脇禎二・朝尾直弘編『京の鴨川と橋―その歴史と生活―』所収、二〇〇一年、思文閣出版）。
- (74) 村井康彦「鴨河唐橋のことなど」（初出は一九九〇年四月、同氏著『平安京と京都』所収、一九九〇年十二月、三一書房）。
- (75) 増渕注(73)の論稿、門脇禎二「山代（山脊）のカモ川―平安

- (90) 『続日本後紀』承和四年三月二十五日条。
- (89) 『兵範記』仁安二年十月三十日条、同嘉応元年十月二十八日条。
- (88) 『本朝世紀』寛和二年五月十八日条。
- (87) 同右、元慶二年四月二十九日条。
- (86) 『日本三代実録』仁和元年四月二十六日条。
- (85) 櫛田注(82)の書、三二四頁。
- (84) 渡辺照宏・宮坂宥勝『沙門空海』一五七頁(一九六七年、筑摩書房)。
- (83) 『日本紀略』天長三年三月十日条。
- (82) 櫛田良洪『空海の研究』三一九～三二〇頁(一九八一年、山喜房仏書林)。
- (81) たなかしげひさ注(5)の論文の(五)。
- (80) 同右、弘仁六年一月十二日条。
- (79) 『日本後紀』弘仁五年十一月十一日条。
- (78) 京都市編『京都の歴史』第一巻、三六六頁(一九七〇年、京都市史編さん所)。
- (77) 同右、仁和三年五月十四日条。
- (76) 『日本三代実録』元慶三年九月二十五日条。
- (75) 京以前―(注(73)の書所収)。

- (91) 杉山信三注(3)の「東寺と西寺」。
- (92) 注(1)に同じ。
- (93) 注(3)の『甦る平安京』十八頁。
- (付記) 本稿は二〇〇二年度北海学園大学学術研究助成金に基づく研究成果である。